

平成 28 年度原子力規制委員会臨時会議  
第 10 回会議議事要旨

平成 28 年 5 月 23 日 (月)

原子力規制委員会

平成 28 年度 原子力規制委員会臨時会議 第 10 回会議

平成 28 年 5 月 23 日  
15:00～15:40  
原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題：関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の許可に係る異議申立て並びに九州電力株式会社川内原子力発電所1号機及び2号機の工事の計画の認可に係る執行停止の申立てに対する決定について

出席者 原子力規制委員会

田中委員長、更田委員長代理、田中知委員、石渡委員、伴委員

原子力規制庁

清水長官、荻野次長、櫻田原子力規制部長、山田審議官、山形実用発電用原子炉規制総括官、松浦総務課長、竹本法務室長、小森企画調整官、細貝審議班長、市村安全規制管理官（PWR担当）、小林耐震等規制総括官、倉崎技術基盤課長、他

- 冒頭、田中委員長から、今回の議題に関して審理内容は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び当不当について審理するという異議申立て手続きの性質に鑑み、原子力規制委員会議事運営要領第7条の規定に基づき非公開で開催することを確認し、出席した全委員が了解した。  
なお、本件審理を非公開で行うことについては、平成27年10月14日の第38回原子力規制委員会において了承している。
- 田中委員長から、原子力規制庁長官が小森企画調整官を審理官として指名したことを説明した。
- 審理官から、資料1に基づき、関西電力高浜発電所の発電用原子炉の設置変更の許可に係る異議申立て3件分の主な経緯、申立人らの主張の要旨、異議申立決定書案について説明を行った。
- 本件異議申立てにつき、申立人らの主張する違法ないし不当事由のうち、発電用原子炉の変更許可処分の許可要件である原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する第43条の3の6第1項各号と関係ない事項は、本件異議申立てにおける審理、判断の対象とならないことを確認した。
- 本件異議申立てにつき、原子力規制委員会において、本件設置変更許可処分が、原子炉等規制法第43条の3の8第2項の規定により準用される同法第43条の3の6第1項第4号所定の要件適合性審査に違法性ないし不当性はないことを論点ごとに確認した。
- 本件異議申立てにつき、それぞれ決定書案のとおり決定することとした。
- 審理官から、資料2に基づき、九州電力株式会社川内原子力発電所1号機及び2号機の工事の計画の認可に係る執行停止申立ての主な経緯、申立人らの主張の要旨、執行停止申立に対する決定案について説明を行った。
- 本件執行停止の申立てにつき、原子力規制委員会において「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」と認められないことについて確認した。
- 本件執行停止の申立てにつき、それぞれ決定案のとおり決定することとした。

文責：原子力規制部安全規制管理官（PWR担当）付